

葉山町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条
例

葉山町後期高齢者医療に関する条例（平成20年葉山町条例第5号）の
一部を次のように改正する。

（別紙）

平成30年2月13日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の改正に
伴い、所要の改正を行うために、提案するものであります。

葉山町条例第 号

葉山町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

葉山町後期高齢者医療に関する条例（平成 20 年葉山町条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号中「法第 55 条第 1 項」の次に「（法第 55 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）」を加え、「同項」を「法第 55 条第 1 項」に改め、同条第 3 号中「法第 55 条第 2 項第 1 号」の次に「（法第 55 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第 4 号中「法第 55 条第 2 項第 2 号」の次に「（法第 55 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）」を加え、同条に次の 1 号を加える。

- （5）法第 55 条の 2 第 1 項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 116 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定の適用を受け、これらの規定により本町に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者

附則中第 3 項の前の見出し、同項及び第 4 項を削り、第 5 項を第 3 項とする。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

条例の概要

題名

葉山町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。

2 内 容

国民健康保険の被保険者であって、住所地特例の適用を受けて従前の住所地の市町村の被保険者とされている者が後期高齢者医療制度に加入した場合には、当該住所地特例の適用を引き継ぎ、従前の住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者となることとされたことに伴い、町が保険料を徴収する被保険者にこれを加えることとした。

3 施行期日等

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行することとした。

葉山町後期高齢者医療に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>葉山町後期高齢者医療に関する条例 平成20年3月19日条例第5号 (保険料を徴収すべき被保険者)</p> <p>第3条 町が保険料を徴収すべき被保険者は、次の各号に掲げる被保険者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>法第55条第1項(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)</u>の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等(法第55条第1項に規定する病院等をいう。以下同じ。)に入院等(法第55条第1項に規定する入院等をいう。以下同じ。)をした際本町に住所を有していた被保険者</p> <p>(3) <u>法第55条第2項第1号(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)</u>の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際本町に住所を有していた被保険者</p> <p>(4) <u>法第55条第2項第2号(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)</u>の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った<u>法第55条第2項第2号</u>に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際本町に住所を有していた被保険者</p> <p>(5) <u>法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により本町に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者</u></p> <p>附 則 (削除)</p>	<p>葉山町後期高齢者医療に関する条例 平成20年3月19日条例第5号 (保険料を徴収すべき被保険者)</p> <p>第3条 町が保険料を徴収すべき被保険者は、次の各号に掲げる被保険者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第55条第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等(同項に規定する病院等をいう。以下同じ。)に入院等(同項に規定する入院等をいう。以下同じ。)をした際本町に住所を有していた被保険者</p> <p>(3) 法第55条第2項第1号の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際本町に住所を有していた被保険者</p> <p>(4) 法第55条第2項第2号の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った同号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際本町に住所を有していた被保険者</p> <p>附 則 (平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の徴収の特例)</p>

改正後	改正前
(削除)	<p>3 <u>平成20年度における被扶養者であった被保険者（法第99条第2項に規定する被扶養者であった被保険者をいう。以下同じ。）に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、第4条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。</u></p> <p>第1期 10月1日から同月31日まで 第2期 11月1日から同月30日まで 第3期 12月1日から同月31日まで 第4期 1月1日から同月31日まで 第5期 2月1日から同月28日まで 第6期 3月1日から同月31日まで</p>
(削除)	<p>4 <u>平成20年度において、被扶養者であった被保険者に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期について第4条第2項の規定を適用する場合においては、同項中「町長が別に定める」とあるのは、「10月1日以後における町長が別に定める時期とする」とする。</u></p> <p>(葉山町手数料条例の一部改正)</p>
<p>(葉山町手数料条例の一部改正)</p> <p>3 葉山町手数料条例（平成12年葉山町条例第6号）の一部を次のように改正する。</p> <p>(次のよう略)</p>	<p>(葉山町手数料条例の一部改正)</p> <p>5 葉山町手数料条例（平成12年葉山町条例第6号）の一部を次のように改正する。</p> <p>(次のよう略)</p>